

**宇治市水道事業経営審議会**  
**専門部会資料**  
**【第 4 回】**

**令和 4 年 1 月 14 日**  
**宇治市上下水道部**

## 令和4年1月14日 第4回専門部会資料

収支改善施策

1

項目名	遊休資産の利活用や売却等
取組概要	○水道施設の再編成などにより、廃止した浄水場や配水池などの水道用地を対象に有償貸付や売却を行い、新たな財源の確保に努める。
現況・課題	○施設撤去していないものも多く、特に埋設物等の有無確認が必要。
方向性	○貸付・公売等を行い、財源を確保する。  ☆土地を売却する場合 ・ 資本の処分となるため、売却益が出ない限り、収益的収支の収支改善には繋がらない。 ・ 施設の撤去が必要な場合は、除却費用を収益的支出で計上 → 対象地の調査や除却設計などを行い、売却可能となった段階で実施

«他団体の遊休地活用方法（売却・貸付）について資料追加»

## ◆ 遊休資産の利活用や売却等

### 1. 再調整事項

遊休資産における貸付についての考え方

※ 遊休資産→ 水道事業としての活用を行わない資産

### 2. 他団体の状況

府内市町、関西圏の類似団体へ調査(回答数 20 団体)

#### 調査結果まとめ

##### ◆ 資産の有償貸付にかかる状況

- ・ 回答のあった20団体中、10団体で実施。
- ・ 物件の事情に応じて対応されている。

##### 主な用途

- ・ 駐車場
- ・ 自動販売機設置
- ・ 工事の現場事務所、資材置き場

## 令和4年1月14日 第4回専門部会資料

収支改善施策

2

項目名	営業業務の委託に向けての検討
取組概要	○市民サービスの向上や経営の効率化を図ることを目的に、令和3年度から検針業務を民間業者に委託している。次期契約更新となる令和6年度に向けて、委託業務の拡大検討を行う。
現況・課題	○以下の業務について、他市町の状況を調査。 <ul style="list-style-type: none"><li>・窓口電話対応・受付業務</li><li>・検針業務</li><li>・開閉栓業務</li><li>・滞納整理業務等</li></ul> <p>上記業務については、府内14市中9市、及び類似団体（※）7市中7市が実施済み (※) 類似団体：総務省が示す水道事業・下水道事業の両方で本市と同じ団体</p>
方向性	○現行の検針業務委託の成果や効果について検証していくとともに、委託業務の拡大に向けて取り組む。

## 令和4年1月14日 第4回専門部会資料

収支改善施策

3

項目名	水道施設の再編成、府内水道事業者との広域連携
取組概要	<p>(水道施設再編成)</p> <p>○水需要が減少するなか、施設の廃止やダウンサイ징など水道施設の再編成を進め、将来の水需要を見据えた施設の規模・配置の適正化を図る。</p> <p>(広域連携)</p> <p>○府内水道事業者との広域連携の取り組みを検討。</p>
現況・課題	<p>(水道施設再編成)</p> <p>○ビジョン期間における取り組み（水道事業ビジョンに反映済）</p> <p><u>浄水場の統廃合</u></p> <p>新たに広野町浄水場を整備し、老朽化した神明・奥広野浄水場の統廃合（奥広野浄水場はR3.4に廃止）</p> <p><u>配水池のダウンサイ징</u></p> <p>更新・耐震化工事に併せて五ヶ庄・下居配水池の配水池容量の縮小</p> <p><u>配水池、ポンプ場の廃止</u></p> <p>神明高区配水池、東山配水池、下居ポンプ場の廃止</p> <p>(広域連携)</p> <p>○今後の水需要の減少を踏まえ、受水市町と府営水道を併せた適正な施設規模や建設負担水量の見直しなど課題がある。府内の水道事業者との広域連携の検討を進める。</p>
方向性	<p>○本市水道施設についてはビジョンに掲げた取り組みを着実に進める。</p> <p>○広域連携については、京都府が設置した「水道事業広域的連携等推進協議会」に参加し、取り組みについて検討を行う。</p>

## 令和4年1月14日 第4回専門部会資料

収支改善施策

4

項目名	上下水道部の組織再編
取組概要	○組織の簡素化や統合を行い、効率的・効果的な組織再編を行う。
現況・課題	○平成24年4月～ 上下水道部発足（水道部と都市整備部下水道室の組織統合） ○平成25年4月～ 水管理センター発足（浄水管理センターと東宇治浄化センターの組織統合） ○以降は以下の組織 <pre>graph LR; A[上下水道部] --- B[水道総務課]; A --- C[営業課]; A --- D[工務課]; A --- E[配水課]; A --- F[水管理センター]; A --- G[下水道計画課]; A --- H[下水道建設課]; A --- I[下水道管理課]</pre>
方向性	○新たに水道事業と公共下水道事業の間で、同種の業務で効率的・効果的に統合できるものを創出し、組織再編を行う。

## 令和4年1月14日 第4回専門部会資料

収支改善施策

5

項目名	一括発注や公用車更新年限延伸、債券運用等の新たな収入確保
取組概要	<p>(一括発注)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○施設管理を本庁と合わせて一括発注するなど、スケールメリットを活かし、コストの削減を図る。</li></ul> <p>(公用車)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○公用車の更新基準を見直し（台数削減も含む）、コストの低減を図る。</li></ul> <p>(債券運用)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○地方債等の債券購入</li></ul>
現況・課題	<p>(一括発注)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ガソリンやコピー用紙、電力などは本庁と一括契約をしている。</li></ul> <p>(公用車)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○公用車の更新基準 軽貨物 20 台 (16 年かつ 6 万 km 以上) 軽トラック 2 台 給水車 3 台 公共応急作業車 1 台</li></ul> <p>(債券運用)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○手持ち資金は定期預金（期間 3~6 か月）で運用している。</li><li>○定期預金は平成 29 年度末 17 億円→令和 2 年度末 6 億円まで減少</li><li>○債券運用は未実施</li></ul>
方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>○上下水道部内では一括発注できる内容は取組済。本庁との連携を検討する。</li><li>○公用車の更新は、現行基準以上の延伸は困難であるが、車体状況を見て、維持管理費とのバランスも考えながら、使用可能であれば使用する。</li><li>○施策 2 の営業業務委託化となれば、公用車（軽貨物）の削減が可能。</li><li>○退職手当積立金など、長期的（5 年以上）な保有が必要とされる資金について債券運用を行う。</li></ul>

«債券運用等の収入確保について、資料を追加»

## ◆ 債券運用等の収入確保

### 1. 再調整事項

資金保有にかかる考え方の整理

### 2. 他団体の状況

府内市町、関西圏の類似団体へ調査(回答数20団体)

### 調査結果まとめ

#### ◆ 資金保有の考え方

##### 1. 他団体における主な考え方

- ・ 回答のあった20団体中、約3割の6団体が、考え方は「特になし」
- ・ その他は、以下のとおりであり、日常の資金繰りと不測の事態に備えた資金として確保する考えが多く見受けられる。
  - ・ 大規模災害に備えるため、一定額の資金を確保
  - ・ 大規模災害に備えるため、年間給水収益の5割を確保
  - ・ 企業債償還金と2ヶ月程度の運転資金
  - ・ 企業債元利償還金を含めた経常経費の半年分
  - ・ 年間給水収益程度

##### 2. 令和2年度の決算状況(京都府営水道の受水市町)

決算統計の数値等で見ると、内部留保資金は、年間の経常経費の半分から1年分にあたる額を保有されている。

## 令和4年1月14日 第4回専門部会資料

収支改善施策

6

項目名	建設改良費に国庫補助金の獲得
取組概要	○「生活基盤施設耐震化等交付金」を獲得し、新たな財源の確保に努める。
現況・課題	○生活基盤施設耐震化等交付金は、事業区分ごとに採択基準があり、今まで採択基準を満たしていなかった。水道事業ビジョンの策定などにより、採択される可能性がある事業は以下のとおり。  <u>緊急時給水拠点確保等事業</u> ・緊急遮断弁の整備 ・重要給水施設配水管の整備 ・配水池の耐震化（更新、耐震補強） 【主な採択基準（資本単価）】 ◎将来20年間の減価償却費や有収水量等の見込みから算出。 ◎ビジョン期間中の建設投資により、採択基準を満たす見込み。  <u>水道管路耐震化等推進事業</u> ・基幹管路の更新 【主な採択基準（給水収益に占める企業債残高が300%超）】 ◎ビジョン期間中の企業債残高の増加により、採択基準を満たす見込み。
方向性	○交付金を資本的収支の財源に盛り込む。

## 令和4年1月14日 第4回専門部会資料

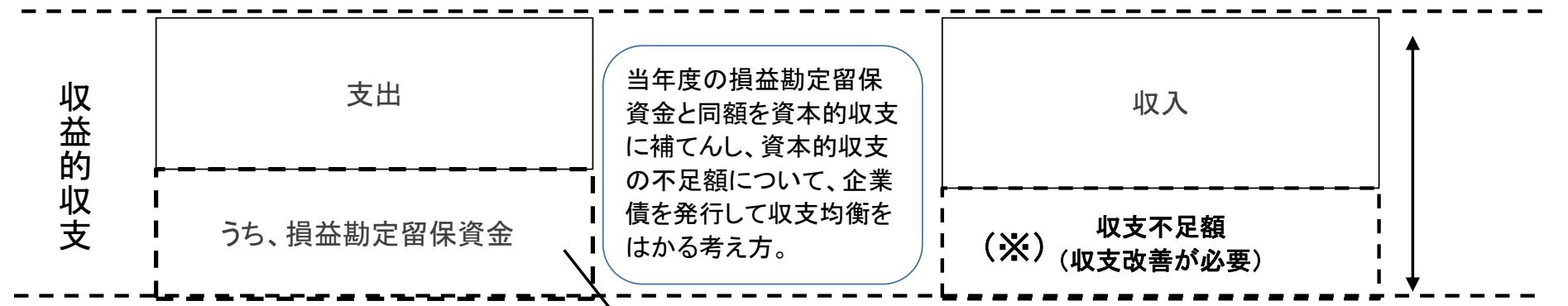
収支改善施策

7

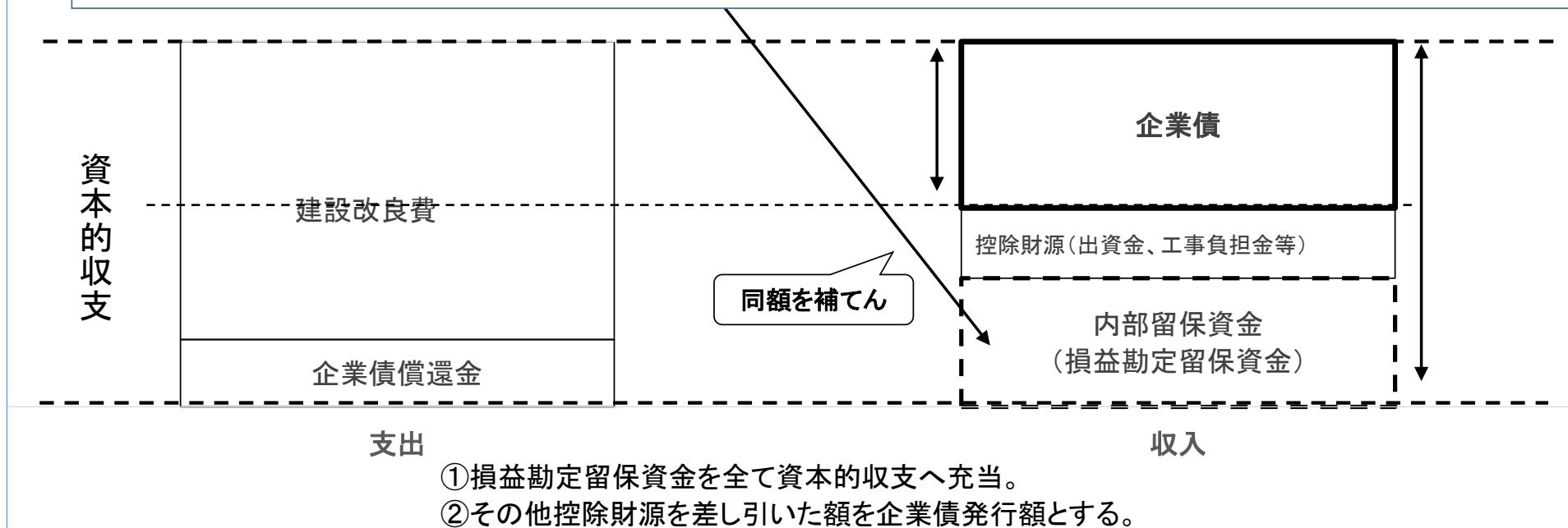
項目名	現世代と将来世代の負担のあり方を踏まえた企業債発行
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宇治市水道事業ビジョン・経営戦略（令和3～12年度）における建設改良費が多額になることから、財源となる企業債発行方針について整理を行うもの。</li> </ul>
現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営戦略（令和3～12年度）では、企業債発行額を下記の数式により算出している。           <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <b>企業債発行額 =</b>  <b>建設改良費 + 企業債償還元金 - 当年度分損益勘定留保資金相当額</b>  <b>(減価償却費 + 資産減耗費 - 長期前受金戻入) - 控除財源</b> </div> </li> <li>○現世代（当該年度）の施設利用の負担分として、減価償却分（当年度分損益勘定留保資金相当額）とし、控除する考え方。</li> <li>○元金支出 &lt; 減価償却分（減価償却費 + 資産減耗費 - 長期前受金戻入）となり、その差額分が控除されることにより企業債発行を抑えられる。</li> <li>○企業債発行については、建設費用を対象に行うものであることから、企業債元金や減価償却分を考慮した現在の考え方についての検証と、必要に応じた考え方の変更も行う。</li> <li>○企業債の償還期間は、施設耐用年数も考慮する。            （ビジョン期間に投資する資産の平均耐用年数は約29年）</li> </ul>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給水収益に対する企業債残高の割合は、京都府下の事業体の平均以下を目標とする。</li> </ul>

## A 企業債発行の考え方(1. 経営戦略 R3～R12)

(施策7) 資料1

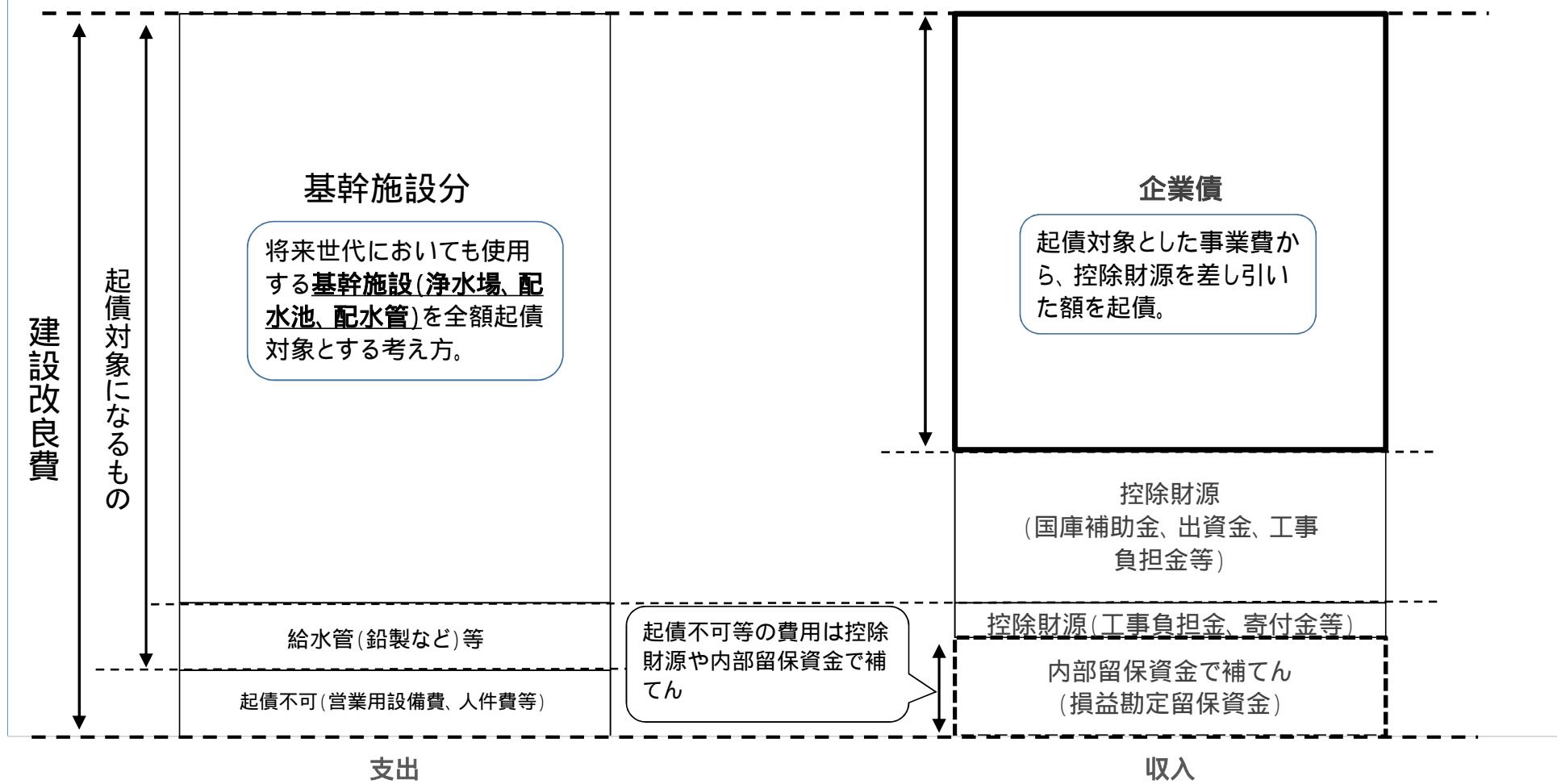


※なお、上記の内部留保資金を資本的収支に補てんするためには、現状の収益的収支の不足額(減価償却部分)について、水道料金改定等の収支改善により、収益的収支の収支均衡が必要となる。



## B 企業債発行の考え方(2. 基幹施設分から控除財源を差し引いた額)

(施策7) 資料2



建設改良費を「起債の対象になるもの」と「対象にできないもの」に分ける。

「起債対象になるもの」のうち、将来世代においても使用する「基幹施設分」から控除財源を差し引いた額を企業債発行額とする。

## ◆ 他団体の企業債発行方針(参考:京都府営水道の受水市町)

### 1. 企業債残高対給水収益比率(令和元年度)

宇治市	城陽市	八幡市	久御山町	長岡京市
229.13%	363.27%	331.72%	205.57%	255.85%

向日市	大山崎町	木津川市	京田辺市	精華町
248.77%	285.68%	153.90%	12.11%	0.77%

※宇治市は高い方から6番目 (経営分析比較表より)

### 2. 他団体の企業債発行方針

各団体の状況により様々であるが、少ないところでは建設事業費の3割以下、7割程度としている団体も複数あった。

### 3. 今後の企業債発行方針の検討

#### A案の場合

およそ建設事業費(建設改良費)に対して、各年度5~6割程度の企業債発行となる

※控除財源を差し引いた後の充当率では、7割程度

#### B案の場合

およそ建設事業費(建設改良費)に対して、各年度6~7割程度の企業債発行となる

※控除財源を差し引いた後の充当率では、8割程度

## 令和4年1月14日 第4回専門部会資料

収支改善施策

8

項目名	低所得者向け料金のあり方
取組概要	○低所得者向け料金体系については、本来福祉施策の一環として実施されるべきものであり、公営企業において実施されるのは適当でない（H27 宇治市水道事業経営審答申）とされていることから、あり方について検討し、方向性を検討するもの。
現況・課題	(宇治市の状況) ○京都府内において、低所得者用途の料金体系があるのは本市のみ。 ○用途別料金体系を採用し、所得の低い世帯に対しては家庭用途に比べて低い金額となるように低所得者用途を設定している。 ○低所得用途の認定件数は約 4600 件、年間軽減額は約 4400 万円（令和2年度の見込み） ○公共下水道事業についても低所得者向けの使用料の設定を行っており、併せて検討する必要がある。 (その他) ○京都府内他団体においては、福祉施策として減免対応し、必要な財源を一般会計から補助している団体あり。
方向性	○低所得者向け料金について、福祉的施策の観点を踏まえ、その財源について一般会計との調整も含めて判断する必要がある。

## 令和4年1月14日 第4回専門部会資料

収支改善施策

9

項目名	料金体系の見直し（用途別→口径別）
取組概要	○「水道水を使用する目的」により区分し、料金を賦課する用途別料金体系から、「給水管の口径の大きさ」により区分し料金を賦課する口径別料金体系への見直しの検討を行う。
現況・課題	○現在、宇治市では用途別料金体系を採用しており、同体系は府内では、宇治市を含め5市町が採用している状況である。 ○同じ水道水を使用するのに料金が異なることや、口径の大きさにより維持管理に係る費用負担に影響が出ることの2点から、口径別料金体系を採用している事業体が多い。 ○口径別への料金体系変更は、変更に伴う料金について、個々の水道使用者・公衆浴場などの影響を鑑みる必要がある。
方向性	○料金体系変更に伴う影響を踏まえ、判断する必要がある。 ○公衆浴場などの一部の用途については、用途内容に応じた料金体系も考慮する必要がある。

《口径別を採用している他団体の状況について、別紙資料を追加》

## 口径別料金体系への移行について

### 1. 口径別料金のシミュレーションについて

口径別に移行した際の比較をするため、以下の考え方を元に【表1】の口径別料金を仮置きする

#### <口径別料金のシミュレーションの考え方>

- ・ 令和元年度給水収益を確保できるように、基本水量と遞増性を設定
- ・ 全使用者の約 88%を占める「家庭用」料金に影響がでないよう、小口径(13~25mm)は現行 同等の料金体系とする
- ・ 大口径(40mm 以上)の基本料金は、算定要領算出値を元に急激な負担増とならないよう単価を補正
- ・ 従量料金は現行の段階をもとに設定。急激な負担増とならないよう 40 m<sup>3</sup>の1段は現行の「家庭用」の単価を採用。また大口径については新たに5段を設定

【表1】口径別料金

◆水道使用料(2か月分・税抜)

口径	基本料金			従量料金(1m <sup>3</sup> につき)							
	水量	使用料	メーター	1段		2段		3段		4段	
13mm	16 m <sup>3</sup>	1,820 円	80 円	17m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>	143 円	41m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup>	180 円	101m <sup>3</sup> ~ 200 m <sup>3</sup>	210 円	201m <sup>3</sup> ~	240 円
20mm	16 m <sup>3</sup>	1,820 円	160 円	17m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>	143 円	41m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup>	180 円	101m <sup>3</sup> ~ 200 m <sup>3</sup>	210 円	201m <sup>3</sup> ~	240 円
25mm	16 m <sup>3</sup>	1,820 円	180 円	17m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>	143 円	41m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup>	180 円	101m <sup>3</sup> ~ 200 m <sup>3</sup>	210 円	201m <sup>3</sup> ~	240 円
40mm	16 m <sup>3</sup>	2,320 円	320 円	17m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>	143 円	41m <sup>3</sup> ~ 200 m <sup>3</sup>	230 円	201m <sup>3</sup> ~ 500 m <sup>3</sup>	250 円	501m <sup>3</sup> ~ 1,000 m <sup>3</sup>	280 円
50mm	20 m <sup>3</sup>	3,640 円	1,400 円	21m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>	143 円	41m <sup>3</sup> ~ 200 m <sup>3</sup>	230 円	201m <sup>3</sup> ~ 500 m <sup>3</sup>	250 円	501m <sup>3</sup> ~ 1,000 m <sup>3</sup>	280 円
75mm	20 m <sup>3</sup>	5,700 円	1,870 円	21m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>	143 円	41m <sup>3</sup> ~ 500 m <sup>3</sup>	230 円	501m <sup>3</sup> ~ 1,000 m <sup>3</sup>	250 円	1,001m <sup>3</sup> ~ 2,000 m <sup>3</sup>	280 円
100mm	20 m <sup>3</sup>	24,660 円	2,820 円	21m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>	143 円	41m <sup>3</sup> ~ 500 m <sup>3</sup>	230 円	501m <sup>3</sup> ~ 1,000 m <sup>3</sup>	250 円	1,001m <sup>3</sup> ~ 2,000 m <sup>3</sup>	280 円
125mm	20 m <sup>3</sup>	38,790 円	6,740 円	21m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>	143 円	41m <sup>3</sup> ~ 500 m <sup>3</sup>	230 円	501m <sup>3</sup> ~ 1,000 m <sup>3</sup>	250 円	1,001m <sup>3</sup> ~ 2,000 m <sup>3</sup>	280 円
150mm	20 m <sup>3</sup>	58,140 円	6,740 円	21m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>	143 円	41m <sup>3</sup> ~ 500 m <sup>3</sup>	230 円	501m <sup>3</sup> ~ 1,000 m <sup>3</sup>	250 円	1,001m <sup>3</sup> ~ 2,000 m <sup>3</sup>	280 円

## 2. 移行の影響

シミュレーションのため仮置きした表1「口径別料金」を元に、現行料金(令和3年6月調定(4、5月利用)、7月調定(5、6月利用)分)と比較

### <対象>

- ・影響が想定される家庭用、営業用、官公署団体用、工場事業所用のみを対象
- ・集合住宅を除いた戸数1のものを対象(戸数2以上の集合住宅は、現行の戸数に応じた料金算定方法を維持することを想定し除外とする)

### <シミュレーション結果>

用途	口径	件数	口径別料金へ移行した場合の影響(1期2か月分)	
家庭用	小口径	51,963	総括	概ね同水準の料金
			増減率(件)	件数は90~110%台で分布
営業用	大口径	54	総括	料金が増加
			増減率(件)	件数は100~130%台で分布
官公署 団体用	小口径	2,057	総括	料金が減少
			増減率(件)	件数は50~100%台で分布
工場・ 事業所 用	大口径	154	総括	料金が増加
			増減率(件)	件数で100~130%台で分布
	小口径	522	総括	料金が減少
			増減率(件)	件数は40~80%台で分布
	大口径	162	総括	料金が減少
			増減率(件)	件数は40~110%台で分布
	小口径	1,005	総括	料金が減少
			増減率(件)	件数は40~80%台で分布
	大口径	98	総括	料金が減少
			増減率(件)	件数は40~90%台で分布

※小口径:13~25mm、大口径:40mm以上

## ＜まとめ＞

- 現状の給水収益を確保しつつ、全体の約 88%を占める家庭用の小口径について、現行と同水準の料金を維持できる見通し
- 現行料金と比較して、家庭用、営業用の大口径利用者の料金は最大で 30%増で 1.3 倍になる  
(家庭用の大口径: 寮や高齢者施設など／営業用の大口径: 宿泊施設、病院、スーパーなど)
- また、官公署団体用、工場・事業所用の小口径利用者の料金は、最大で 60%減で半分以下になる
- 家庭用、営業用などの大口径使用者の料金が上がる中で、宇治市等の行政機関の料金が下がるなど、用途や口径の違いで較差が大きくなる

## 3. 今後の方向性

### ＜専門部会での意見＞

- 方向性としては、需要種別に応じた費用負担の公平性の観点から、口径別料金体系を進めていくべき
- 新型コロナウイルス感染症が市民生活に大きな影響を及ぼす中、口径別料金体系への移行に伴い、一部で更なる市民負担の増が想定されることから、移行にあたっては、激変緩和策の検討と合わせて進めていくべき

参考

緩和策	内容																																																																																																										
大口径の基本水量	<p>① 大口径は大量使用が想定されるため一定の基本水量を設定し従量料金を抑える  <b>&lt;基本水量を設定している自治体&gt;</b> (2か月分・税抜)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>40mm</th> <th>50mm</th> <th>75mm</th> <th>100mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 市</td> <td>水道料金</td> <td>5,560 円</td> <td>36,600 円</td> <td>71,820 円</td> <td>143,200 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基本水量</td> <td>20 m<sup>3</sup></td> <td>100 m<sup>3</sup></td> <td>200 m<sup>3</sup></td> <td>500 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>b 市</td> <td>水道料金</td> <td>15,000 円</td> <td>19,800 円</td> <td>33,000 円</td> <td>46,600 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基本水量</td> <td>80 m<sup>3</sup></td> <td>100 m<sup>3</sup></td> <td>150 m<sup>3</sup></td> <td>200 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>c 市</td> <td>水道料金</td> <td>12,998 円</td> <td>15,132 円</td> <td>16,102 円</td> <td>17,072 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基本水量</td> <td>60 m<sup>3</sup></td> <td>60 m<sup>3</sup></td> <td>60 m<sup>3</sup></td> <td>60 m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>→使用水量が少ない場合は、基本料金のみで従量料金がかからない</p> <p>② 基本水量を設定せず、従量料金を1m<sup>3</sup>から設定し、単価を低額にする  <b>&lt;基本水量を設定していない自治体&gt;</b> (2か月分・税抜)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>40mm</th> <th>50mm</th> <th>75mm</th> <th>100mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>d 市</td> <td>水道料金</td> <td>18,500 円</td> <td>41,300 円</td> <td>113,600 円</td> <td>220,800 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基本水量</td> <td colspan="4">基本水量なし(1 m<sup>3</sup>から従量料金がかかる)</td></tr> <tr> <td></td> <td>従量料金</td> <td>1~20 m<sup>3</sup>:40 円</td> <td colspan="3">81~100 m<sup>3</sup>:240 円</td></tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>21~40 m<sup>3</sup>:110 円</td> <td colspan="3">101~200 m<sup>3</sup>:270 円</td></tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>41~60 m<sup>3</sup>:160 円</td> <td colspan="3">201~5,000 m<sup>3</sup>:300 円</td></tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>61~80 m<sup>3</sup>:210 円</td> <td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>e 町</td> <td>水道料金</td> <td>24,000 円</td> <td>50,000 円</td> <td>120,000 円</td> <td>220,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基本水量</td> <td colspan="4">基本水量なし(1 m<sup>3</sup>から従量料金がかかる)</td></tr> <tr> <td></td> <td>従量料金</td> <td>1~20 m<sup>3</sup>:40 円</td> <td colspan="3">41~1,000 m<sup>3</sup>:160 円</td></tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>21~40 m<sup>3</sup>:145 円</td> <td colspan="3" rowspan="2">1,001~6,000 m<sup>3</sup>:180 円</td></tr> </tbody> </table> <p>→使用水量が少ない場合は、従量料金も低額になる</p>	口径	40mm	50mm	75mm	100mm	a 市	水道料金	5,560 円	36,600 円	71,820 円	143,200 円		基本水量	20 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>	500 m <sup>3</sup>	b 市	水道料金	15,000 円	19,800 円	33,000 円	46,600 円		基本水量	80 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	150 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>	c 市	水道料金	12,998 円	15,132 円	16,102 円	17,072 円		基本水量	60 m <sup>3</sup>	60 m <sup>3</sup>	60 m <sup>3</sup>	60 m <sup>3</sup>	口径	40mm	50mm	75mm	100mm	d 市	水道料金	18,500 円	41,300 円	113,600 円	220,800 円		基本水量	基本水量なし(1 m <sup>3</sup> から従量料金がかかる)					従量料金	1~20 m <sup>3</sup> :40 円	81~100 m <sup>3</sup> :240 円					21~40 m <sup>3</sup> :110 円	101~200 m <sup>3</sup> :270 円					41~60 m <sup>3</sup> :160 円	201~5,000 m <sup>3</sup> :300 円					61~80 m <sup>3</sup> :210 円				e 町	水道料金	24,000 円	50,000 円	120,000 円	220,000 円		基本水量	基本水量なし(1 m <sup>3</sup> から従量料金がかかる)					従量料金	1~20 m <sup>3</sup> :40 円	41~1,000 m <sup>3</sup> :160 円					21~40 m <sup>3</sup> :145 円	1,001~6,000 m <sup>3</sup> :180 円		
口径	40mm	50mm	75mm	100mm																																																																																																							
a 市	水道料金	5,560 円	36,600 円	71,820 円	143,200 円																																																																																																						
	基本水量	20 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>	500 m <sup>3</sup>																																																																																																						
b 市	水道料金	15,000 円	19,800 円	33,000 円	46,600 円																																																																																																						
	基本水量	80 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	150 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>																																																																																																						
c 市	水道料金	12,998 円	15,132 円	16,102 円	17,072 円																																																																																																						
	基本水量	60 m <sup>3</sup>	60 m <sup>3</sup>	60 m <sup>3</sup>	60 m <sup>3</sup>																																																																																																						
口径	40mm	50mm	75mm	100mm																																																																																																							
d 市	水道料金	18,500 円	41,300 円	113,600 円	220,800 円																																																																																																						
	基本水量	基本水量なし(1 m <sup>3</sup> から従量料金がかかる)																																																																																																									
	従量料金	1~20 m <sup>3</sup> :40 円	81~100 m <sup>3</sup> :240 円																																																																																																								
		21~40 m <sup>3</sup> :110 円	101~200 m <sup>3</sup> :270 円																																																																																																								
		41~60 m <sup>3</sup> :160 円	201~5,000 m <sup>3</sup> :300 円																																																																																																								
		61~80 m <sup>3</sup> :210 円																																																																																																									
e 町	水道料金	24,000 円	50,000 円	120,000 円	220,000 円																																																																																																						
	基本水量	基本水量なし(1 m <sup>3</sup> から従量料金がかかる)																																																																																																									
	従量料金	1~20 m <sup>3</sup> :40 円	41~1,000 m <sup>3</sup> :160 円																																																																																																								
		21~40 m <sup>3</sup> :145 円	1,001~6,000 m <sup>3</sup> :180 円																																																																																																								
みなし口径 (大口径利用者)	<p>使用開始当時の水道使用状況が現状と大きく乖離している利用者に対して、実際の口径よりも小さい口径とみなす</p> <p>実施自治体: f 市(令和3年4月)</p> <p>対象:一般住宅で以下①または②の住宅</p> <p>① 店舗兼住宅 現在は事業を廃止し住宅としてのみ使用されている方</p> <p>② 大口径の戸建て住宅 建築当時の使用水量に比べ使用水量の減少等により、すでに水栓が減っている方</p>																																																																																																										

## 令和4年1月14日 第4回専門部会資料

収支改善施策

参考

	過去10年間における収支改善施策について
【組織改革】	<p>令和元年度水道事業会計実績値に基づき、事業主負担分を含んだ 正規職員800万円・非常勤職員310万円 で試算</p> <p>平成23年度        ○水道部庶務統合        (工務課・配水課・浄水管理センターの事務職員3名を水道総務課へ        集約し2名に)        ⇒ 事務職員1名減 △800万円</p> <p>平成25年度        ○水管理センター発足        (浄水管理センターと東宇治浄化センターの組織統合)        ⇒ センター長1名減 △800万円</p> <p>平成28年度        ○上下水道事業管理者を廃止        (水道事業の管理者権限は市長が行う)        ⇒ 管理者1名減 △1,500万円</p> <p>○予納金業務の廃止        (営業課の正規職員1名を非常勤職員へ)        ⇒ 正規職員→非常勤職員 △490万円</p>
【経費削減】	<p>平成28年度        ※公用車の削減1台 △約100万円</p> <p>平成30年度～令和2年度        ○電気契約の見直し(法人特約) △約1,500万円／年</p> <p>平成30年度        ※給水車売却1台 約40万円の収益</p>
【効果額】	経常経費 合計 (年) △約5,000万円 (※の部分は含まず)

## 新型コロナウィルス感染症による影響

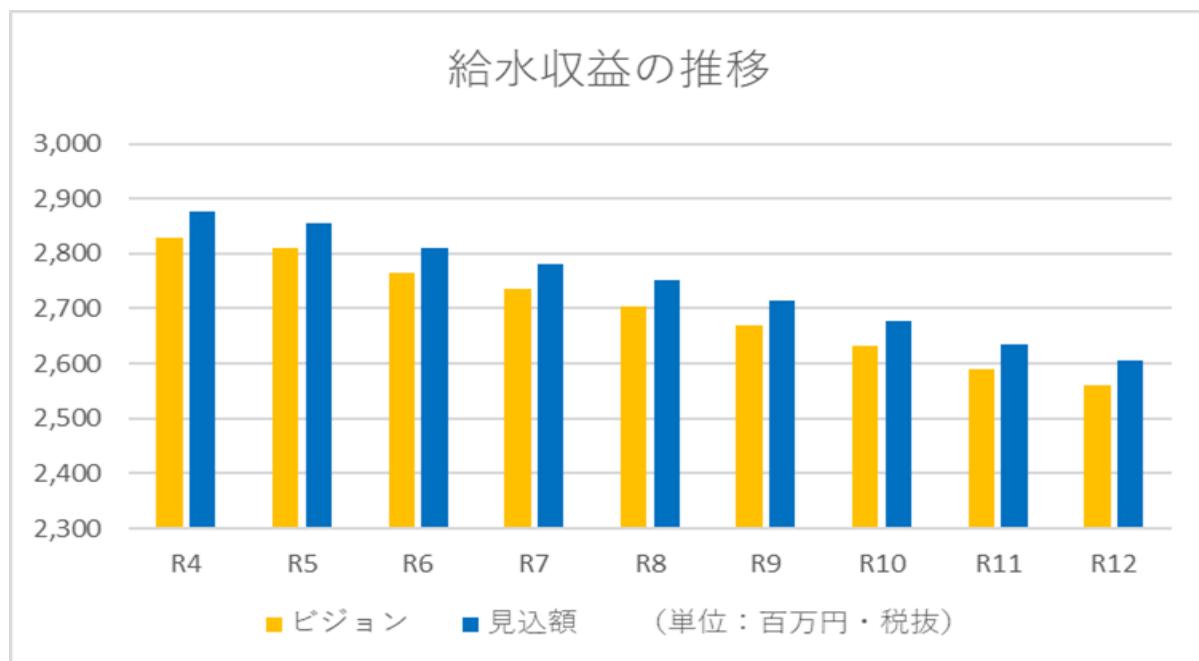
### (1) 1人1日あたりの生活用水量の増加

新型コロナウィルス感染症の影響により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出抑制や手洗い励行などの実施で、家庭での使用水量が増えたため、コロナ前の令和元年度と比較して、令和2年度より1人1日あたりの生活用水量は増加している。

令和3年度は年間で7L、緊急事態宣言後でも5Lの増加が見込まれる。近隣の他団体でも同様に水量が増加していることから、テレワークの導入や手洗いの継続など生活スタイルの変化により使用水量が増え、今後もその影響が一定期間続くと見込んでいる。

### (2) 給水収益への影響

生活用水量が増えることにより、給水収益が増額となる。ビジョン期間 R4～12 年度で4億1,300万円の収支改善が見込まれる。



(単位：百万円・税抜)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
ビジョン①	2,830	2,809	2,764	2,736	2,705	2,670	2,632	2,591	2,560	24,297
見込額②	2,877	2,856	2,810	2,782	2,751	2,716	2,677	2,636	2,605	24,710
②-①	47	47	46	46	46	46	45	45	45	413

## 水道料金改定も含めた収支改善策まとめ(第4回専門部会時点)

- ①施策1～9等の検討において、収益的収支の改善額は下記のとおり
- ②経営戦略は3～5年間で見直すこととされているから、料金算定期間をR4～7とする。→R8～12は経営戦略中間見直し時に検討

記

### 〔経営戦略収支計画数値(R4～7)〕

・全て給水収益で確保する場合 単位 千円

給水収益 ①	11,139,000
収支不足額 ②	▲ 2,175,000

«改定率»

19.5% ②/①

→



### 【収支改善施策(R4～7)】

単位 千円

☆料金収入 186,000 → 生活様式の影響(給水量見込変更)

給水収益 ③	11,325,000
--------	------------

«改定率»

17.1% ④/③

→

☆施策検討(下記内訳)	49,000
収支不足額④	▲ 1,940,000

(内訳)

○営業業務委託(R6・7)

0.32 億円

○その他

0.17 億円

0.49 億円

収支改善策集計(企業債発行A案+給水収益増)

(単位:千円)

<収益的収支>		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	計
給水収益	・生活様式の影響	47,000	47,000	46,000	46,000	46,000	46,000	45,000	45,000	45,000	413,000
長期前受金戻入	・国費導入に伴うもの	0	217	2,172	4,097	6,238	7,200	7,603	10,552	12,507	50,586
その他収入	・債券運用1億円	450	450	450	450	450	450	450	450	400	4,000
	収益・収入 計	47,450	47,667	48,622	50,547	52,688	53,650	53,053	56,002	57,907	467,586
職員給与費	・営業業務委託によるもの	0	0	△ 58,000	△ 58,000	△ 58,000	△ 58,000	△ 58,000	△ 58,000	△ 58,000	△ 406,000
減価償却費等	・公用車見直しに伴うもの	0	△ 225	△ 450	△ 675	△ 675	△ 500	△ 275	△ 50	0	△ 2,850
支払利息	・企業債発行に伴うもの	0	△ 121	△ 322	△ 396	△ 603	△ 675	△ 704	△ 775	△ 818	△ 4,414
その他費用	・維持管理費減、委託料(営業)増	△ 1,200	△ 1,200	40,200	39,675	39,675	39,675	39,675	39,675	39,675	275,850
	収益・支出 計	△ 1,200	△ 1,546	△ 18,572	△ 19,396	△ 19,603	△ 19,500	△ 19,304	△ 19,150	△ 19,143	△ 137,414
収益収支(入一出)=改善 A		48,650	49,213	67,194	69,943	72,291	73,150	72,357	75,152	77,050	605,000
		235,000									
『経営戦略』不足額 B		△ 440,000	△ 505,000	△ 576,000	△ 654,000	△ 738,000	△ 799,000	△ 874,000	△ 941,000	△ 995,000	△ 6,522,000
改善後不足額 B-A		△ 391,350	△ 455,787	△ 508,806	△ 584,057	△ 665,709	△ 725,850	△ 801,643	△ 865,848	△ 917,950	△ 5,917,000
R4~7計		△ 1,940,000									

(単位:千円)

<資本的収支>		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	計
補助金	・国費導入(建設改良費)	7,000	63,000	62,000	69,000	31,000	13,000	95,000	63,000	147,000	550,000
企業債	・A案	△ 7,000	△ 63,000	△ 62,000	△ 69,000	△ 24,000	△ 9,700	△ 91,800	△ 52,700	△ 112,900	△ 492,100
その他	・出資金	0	0	0	0	△ 7,000	△ 3,300	△ 3,200	△ 10,300	△ 34,100	△ 57,900
	資本・収入 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設改良費	・営業委託拡大に伴う公用車減	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	0	0	0	0	0	0	△ 3,000
企業債償還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本・支出 計	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	0	0	0	0	0	0	△ 3,000
資本収支(入一出)		1,000	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	3,000

『経営戦略』資金残高	968,000	462,000	△ 114,000	△ 768,000	△ 1,505,000	△ 2,305,000	△ 3,178,000	△ 4,119,000	△ 5,115,000
改善後資金残高	1,017,650	562,421	51,993	△ 536,836	△ 1,209,458	△ 1,943,008	△ 2,752,529	△ 3,628,979	△ 4,559,436